

阿波市建設業者指名停止措置要綱等に基づく指名停止業者等一覧表

令和5年5月15日現在

| 業者名              | 代表者名            | 所在地                  | 開始日<br>終了日 | 措置理由  | 該当条項                             |
|------------------|-----------------|----------------------|------------|---|----------------------------------|
| 株式会社<br>水機テクノス   | 代表取締役<br>原 毅    | 東京都世田谷区桜丘<br>5-48-16 | 令和5年2月27日  | 建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するとともに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。<br>また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。<br>これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局長から、指示処分及び営業停止処分(60日間)を受けたため。 | 阿波市建設業者<br>指名停止措置要綱<br>別表第9号に該当  |
|                  |                 |                      | 令和5年6月26日  |   |                                  |
| 水道機工<br>株式会社     | 代表取締役<br>古川 徹   | 東京都世田谷区桜丘<br>5-48-16 | 令和5年2月27日  | 建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するとともに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。<br>また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。<br>これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局長から、指示処分及び営業停止処分(67日間)を受けたため。 | 阿波市建設業者<br>指名停止措置要綱<br>別表第9号に該当  |
|                  |                 |                      | 令和5年6月26日  |   |                                  |
| 青木あすなろ建設<br>株式会社 | 代表取締役社長<br>辻井 靖 | 東京都千代田区神田美土<br>代町1   | 令和5年3月27日  | 発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局長から、営業停止処分(15日間)を受けたため。  | 阿波市建設業者<br>指名停止措置要綱<br>別表第9号に該当  |
|                  |                 |                      | 令和5年5月26日  |   |                                  |
| 阿波中央バス<br>株式会社   | 代表取締役<br>庭井 明美  | 阿波市阿波町下原27-1         | 令和5年5月15日  | 阿波中央バス株式会社は、業務に関し、届出運賃によらない運賃を收受していたことが、道路運送法第9条の2第1項に違反したとして、令和5年4月11日に国土交通省四国運輸局から道路運送法に基づく行政処分を受けたため。  | 阿波市建設業者<br>指名停止措置要綱<br>別表第10号に該当 |
|                  |                 |                      | 令和5年7月14日  |   |                                  |
| 三菱電機<br>株式会社     | 代表執行役<br>漆間 啓   | 東京都千代田区丸の内<br>2-7-3  | 令和5年5月15日  | 令和5年3月17日、登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行い、また、無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類(点検結果通知書)を事実とは異なる内容で免許人へ通知したとして、総務省関東総合通信局から、電波に基づく業務の停止命令(30日間)及び業務の改善命令を受けたため。   | 阿波市建設業者<br>指名停止措置要綱<br>別表第10号に該当 |
|                  |                 |                      | 令和5年7月14日  |   |                                  |